2021年度スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約版)

原則		自己評価(2021年度)	
1	**機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**	本年度の課題・対応方針	●2021年1月に策定したコーポレートメッセージ「投資の力で未来をはぐくむ」の考えに基づき、サステナビリティに関するガバナンスや顧客対応をも含めた全社的な体制を再構築するため、社内機断的なサステナビリティ・トランスフォーメーション・プロジェクト・チーム(以下、SXPT)を立ち上げ、サステナビリティを経営に統合します。 ●サステナビリティ推進室、株式運用グループ(サステナビリティ・インベストメント・チーム)、責任投資グループの連携強化を含め、エンゲージメントや議決権行使の高度化、ESG投資の強化により、スチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先の企業価値向上を通じて顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指します。 【運用判断基準の改定】 ●責任ある運用機関としての役割期待を意識し、スチュワードシップ・コードへの明確な取組方針を策定するとともに、当社ウェブサイトなどで公表します。 ●「Net Zero Asset Managers Initiative」において定められている、2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロを達成するための中間目標を設定・開示し、投資先企業や顧客、当局など様々なステークホルダーに働き掛け、社会全体がネットゼロを実現するために運用会社としての役割を果たします。
		本年度の取組み	【SXPTとサステナビリティレポートの発行】 ●SXPTでは、「投資の力で未来をはぐくむ」を掲げる資産運用会社 として、取組みの羅針盤となるマテリアリティの他、事業推進体制・ガバナンス・情報開示等を議論。今年度発行した「サステナビリティレポート2021」をおいて、経営トップのコミットメントをはじめ、マテリアリティ、スチュワードシップ活動、ESGインテグレーション、コーポレートサステナビリティ、サステナビリティ・ガバナンス/リスク開示など、サステナビリティを経営に融けこむための考え方や取組みを公表しました。 【運用判断基準の改定】 ●2022年3月4日に議決権行使基準改定を公表。議決権行使の基本的な考え方・運営について、3つのフォーカスエリアについて、投資先に働きかけていく内容を記載。エンゲージメントの実効性を高めることを目的に、投資先企業の企業価値向上および環境・社会課題への取組みに関しての当社の考え方をメッセージとして発信しました。 【脱炭素社会実現に向けた取組み】 ●「Net Zero Asset Managers Initiative」において取組んでいる「2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロを達成」するための中間目標として、2030年時点で当社運用資産(2021年3月末時点)の53%、30兆円を温室効果ガス排出量ネットゼロとする目標を設定し、公表しました。
		今後の課題・対応方針	●SXPTによって特定された9つのコアマテリアリティや3つのフォーカスエリアで企業に求める取組み内容をエンゲージメントや議決権行使、ESGインテグレーションに反映します。 ●脱炭素の取組みにおいては、2050年温室効果ガス排出量ネットゼロや2030年の中間目標達成に向け、投資先へのエンゲージメントや投資評価、議決権行使への統合を一段と強化し、顧客や当局への働きかけを含め、取組みをリードします。
2	**機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**	本年度の課題・対応方針	●スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理します。 ●お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施します。
		本年度の取組み	【厳格な利益相反管理に基づく議決権行使の実施】 ●全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権を行使しています。 ●コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングを実施(利益相反に係る事象の指摘なし)しています。 ●また、「利益相反管理方針の概要」(管理対象を特定・類型化し、その管理方法を明記)は当社ウェブサイトにて公表しています。 【親会社等の議案判断】 ●独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施しました。 ●同、議決権を行使する役職員について、親会社等との間で、適切な人事異動制限を設定し、厳格に管理しています。
		今後の課題・対応方針	●引き続き、スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理します。 ●お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施します。
3	**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**	本年度の課題・対応方針	●グローバルの潮流やNGO・イニシアティブなどの主要アクターの動きから環境・社会に関するESG課題を動態的に把握し、持続可能な社会への発展と投資先企業の企業価値向上に向けたマテリアリティを特定します。 ●上記、マテリアリティ特定のリサーチから得られた知見を活用し、既存のESG課題やエンゲージメント・投資活動に利用するESGスコアを再構築します。 ●投資先企業の財務・非財務を含めたマテリアリティを的確に把握し、中長期的な価値創造プロセスの共有のため、投資先企業に統合報告書の発行を促します。
		本年度の取組み	【投資先企業のESGの取組みの的確な把握】 ●投資先企業のESGの取組みの的確な把握のため、NGOやグローバルのイニシアティブ、官公庁との対話等を通じて新たなESG課題の把握に務めるとともに、官公庁の研究会やSASBなどでの情報開示基準策定の議論に参加することにより、企業の取組み把握の基盤作りに積極的に参加しています。 ●上記の一環として、SXPTでは市民社会や投資家の関心度を示す「サステナブル・マテリアリティ」と経済インパクトを表す「フィナンシャル・マテリアリティ」の2軸(ダブル・マテリアリティ)から、グローバルな環境・社会課題を捉えるマテリアリティ・マップを作成、3つのコアマテリアリティ(気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、水資源、サーキュラーエコノミー、ダイバーシティ&インクルージョン、持続可能なフードシステム、大気・水質・土壌汚染、健康とウェルビーイング)を特定。更に、各課題間の相互連関性を踏まえ、3つのフォーカスエリア(気候変動、生物多様性と環境破壊、人権と健康・ウェルビーイング)を設定しました。 【当社独自のESGスコアの開発】 ●当社マテリアリティマップに基づき、環境・社会課題に関連する非財務情報・データの収集・整理を図るとともに、ガバナンスに関するデータの収集・整理を図り、当社独自のESGスコアの開発を進めています。また、その開発においてはマサチューセッツ工科大学スローン校のESGスコアに関する研究への参画など、グローバルの知見の積極的な取込みを行っています。 【統合報告書発行の促進】 ●投資先企業の財務・非財務を含めたマテリアリティを的確に把握し、中長期的な価値創造プロセスの共有のため、エンゲージメントにおいて投資先企業に統合報告書の発行を促しています。また、「日経統合報告書アワード」やIIRC Report Critique Project(など国内外の統合報告書レビュープロジェクトに参加し、統合報告書の内容改善に向けて投資先企業に広くメッセージを発信しています。
		今後の課題・対応方針	●投資先企業のESGの取組みの的確な把握に向けて、国内外の規制当局やESG情報開示基準策定団体の議論やパブリックコメントに積極的に参加し、当社の意見を発信していきます。 ●SXPTで特定したマテリアリティをもとに、業種・投資先企業毎のマテリアリティを再特定し、企業価値向上に向けた取組みの的確な把握に努めてまいります。 ●マテリアリティについては、マクロとミクロの両面からグローバルの社会・経済の変化を捉え、適宜見直しを検討します。 ●当社独自のESGスコアの構築を進めると共に、運用業務への実装を進め、継続的にアップデートを図っていく方針です。
4	**機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と顧客・受益者の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**	本年度の課題・対応方針	●環境課題や社会課題の解決に取組みを企業価値向上に繋げる「サステナビリティ・トランスフォーメーション」を促すエンゲージメント活動を強化します。 ●エンゲージメント重点企業を中心に、より幅広い企業とのエンゲージメントを継続するとともに、それを踏まえた実効的な議決権行使等、市場全体の底上げに向けた取組みを引き続き強化します。 ●株主価値毀損のおそれのある事項については、実態の早期解明に向け重点的にエンゲージメントを実施します。
		本年度の取組み	【中長期的な企業価値向上と持続的な成長に関する投資先企業との認識の共有】 ●サステナビリティレポートにおいて、3つのフォーカスエリアにおける課題認識、目指すべき社会の姿、企業に求めるアクション等を掲載し、持続的な社会の発展と企業価値向上に向けた当社の考え方の共有を図りました。 ●エンゲージメントにおいては、新型コロナの影響が長期化する中、アセットマネジメントOneとしての中長期的なESG課題認識を改めて明示し、重点企業を含め幅広い企業と対話を実施しました。当年度は2050年までのネットゼロを見据えた気候変動対応やDX促進に加えて、社会的関心が高まっている人的資本(人材戦略・人権・ダイバーシティ)や生物多様性、について課題認識の共有と取り組み強化などを促しました。 【脱炭素に向けた認識の共有と問題の改善】 ●2050年ネットゼロに向けた取組みとして、Climate Actition 100+での協働エンゲージメントやNet Zero Asset Managers Initiative等のグローバルの気候関連イニシアティブでの活動に加え、TCFDコンソーシアムの参画やNIKKEI脱炭素アワード審査への参加、さらにCOP26をはじめとした気候関連イベントへの登壇などにより、投資先企業をはじめ幅広いステークホルダーに脱炭素の取組みに関する認識の共有と問題の改善に向けての取組みを行いました。 【パッシブ運用のエンゲージメント】 ●新型コロナの影響が長期化する中、アセットマネジメントOneとしての中長期的なESG課題認識を改めて明示し、より重点的にエンゲージメントを実施し、課題解決に向けた取組みを促しました。特にガバナンス体制に課題のある企業には改めて改善を強く促しました。 ●コーポレートガバナンスコードの改定を受け、サステナビリティ経営推進に向けたESG課題へのエンゲージメントを一層強化しました。 ●また、エンゲージメント重点企業以外の幅広い投資先企業とも要請に応じ積極的にエンゲージメントを実施しました。 【アクティブ運用のエンゲージメント】 ●株式リサーチチーム内にESGマクロリサーチチーム、ESG定量分析チームを組成。ESGマクロリサーチチームは環境・社会課題(マテリアリティ)に関して、「課題解決を図るテクノロジー」や「潜在リスク」を中長期の視点で分析するトップダウン型のリサーチを行い、ESG定量分析チームは全企業種横断で行うGHG(温室効果ガス)等の非財務情報に関する定量データを収集・分析を開始しました。 【株主価値毀損のおそれがある事項への対応】 ●投資先企業で不祥事等が発生した場合には、責任投資グループの議決権行使担当者・ESGアナリスト、運用グループのアナリスト・ファンドマネージャーが特に連携をより密にし、社外取締役を含む経営陣とのエンゲージメントを強化するなど、問題の所在並びに株主価値への影響等早期把握に努めました。
		今後の課題・対応方針	●中長期的な株主利益に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、マテリアリティ分析で特定した9つのコアマテリアリティと3つのフォーカスエリアを含めた環境・社会課題と、これらの取組みのベースとなるガバナンスに関する課題において当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考える場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。 ●投資先の取組みが実効的なものとなるに当たり、経営陣のコミットメントや適切な目標設定を含め、投資先企業との対話を強化します。 ●株主価値毀損のおそれのある事項については、実態の早期解明に向け重点的にエンゲージメントを実施します。
5	**機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**	本年度の課題・対応方針	●持続的な社会の発展と企業価値向上には投資先企業の実効的なコーポレートガバナンス体制の構築が必要との観点から議論を深め、その内容を踏まえて議決権を行使します。 ●エンゲージメントおいては、社外取締役を含めた経営陣との対話を積極的に行い、投資先企業のコーポレート・ガバナンスが適切に機能しているかを確認します。 ●機関のエンゲージメントにも拘わらず投資先企業の取組みに改善がみられない場合のスチュワードシッププロセスについて明確化を図ります。 ●全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表します。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用します。 ●コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、議決権行使ガイドライン及び議案判断基準の見直しを適宜適切に行ないます。
		本年度の取組み	【議決権ミーティングの実施】 ●議決権行使について意見交換する議決権ミーティング(SREミーティング)を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施。議決権行使結果をフィードバックするとともに、コーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使の考え方、議決権行使ガイドラインの方向性等、企業価値向上に向けたエンゲージメントを行いました。 【議決権行使基準の改定(2021年4月以降の株主総会から適用)】 ●主に以下の点について、議決権行使基準を改訂し、2021年4月以降の株主総会から適用しました。この今回の改定にて、継続的なエンゲージメントにも拘らず投資先企業の取組みに改善がみられない場合の対応について、取締役選任議案の賛否に反映することを議決権行使ガイドラインに明記しました。 (1)エンゲージメントの関係における議決権行使の考え方(新設)、(2)取締役会における社外取締役の構成比率(変更) 【議決権行使基準の改定案の公表(2022年4月以降の株主総会から適用)】 ●2022年3月4日に、2022年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定案を公表しました。この改定の(1)の「基本的な考え方、運営について」の中で、SXPTのマテリアリティ分析で特定された3つのフォーカスエリアについて、投資先企業に働きかける内容を記載し、エンゲージメントや議決権行使に反映していくことを明記しました。主な改定点は以下の通りです。 (1)基本的な考え方、運営について、(2)取締役の構成(社外取締役の構成比率、性別多様性への配慮)、(3)取締役の選任(政策保有株削減の促進)、(4)役員報酬、(5)株主提案 【適切な議決権行使と行使結果の公表】 ●全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表しました。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用しました。
		今後の課題・対応方針	●持続的な社会の発展と企業価値向上には投資先企業の実効的なコーポレートガバナンス体制の構築が必要との観点から議論を深め、その内容を踏まえて議決権を行使します。 ●エンゲージメントにおいては、社外取締役を含めた経営陣との対話を積極的に行い、投資先企業のコーポレート・ガバナンスが適切に機能しているかを確認します。中長期的な株主利益に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、3つのフォーカスエリアを中心とした環境・社会・コーポレートガバナンスにおいて当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。対話を通じて促したにもかかわらず、十分な対応がなされず、結果として株主利益を著しく毀損している、あるいは毀損するおそれが高いと判断される場合には、取締役選任議案に反対することで、スチュワードシップ活動におけるエスカレーションの一環として当該企業に対して取組みをより強く促します。 ●全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表します。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用します。 ●コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、議決権行使ガイドライン及び議案判断基準の見直しを適宜適切に行ないます。
6	**機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**	本年度の課題・対応方針	●スチュワードシップ・レポートをはじめ、引き続き情報発信・報告内容の充実に取組むとともに、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、積極的に基盤整備を行ってまいります。 ●日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書(スマートフォーマット)の普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図ってまいります。 ●内部監査や第三者認証等を含めた責任投資プロセスの透明化について検討します。
		本年度の取組み	【サステナビリティレポートの発行】 ●個人・法人のお客様をはじめ様々なステークホルダ向けに、サステナビリティを経営に練りこむ姿を社外に積極的に発信するため、昨年まで発行していた「スチュワードシップレポート」の内容に加え、コーポレート・サステナビリティの内容も加えた「サステナビリティレポート」を発行しました。 【アセットオーナーへの報告】 ●年金基金等アセットオーナーに対し、個別要請に基づきスチュワードシップ活動全般の報告を定期的に実施しました。 【スマートフォーマットの普及促進】 ●運用機関が直界機能で顧客・受益者への報告等実務課題の解決に取組む「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ(JSI)」を通じ、スマートフォーマットの改善、採用の働きかけ等実施しました。 【個人のお客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実】 個人のお客さまが投資商品の内容を正しく理解できるように、法定帳票のみならず、それら以外の媒体も活用して、適切な情報提供や開示を積極的に進めています。例えば、ESGを銘打つ一部のファンドでは、ESGの観点を投資プロセスにどのように反映しているかをお客さまにより理解いただくために、月次報告書やファンド通信等の任意帳票を活用してESGに係る取組み内容のご紹介を開始しました。 【脱炭素社会実現にむけた取組みの公表】 ●「Net Zero Asset Managers Initiative」において取組んでいる「2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロを達成」するための中間目標として、2030年時点で当社運用資産(2021年3月末時点)の53%、30兆円を温室効果ガス排出量ネットゼロとする目標を設定し、公表しました。また、その取組みの客観性を向上させる仕組みについても検討を開始しました。
		今後の課題・対応方針	●スチュワードシップ・レポートをはじめ、引き続き情報発信・報告内容の充実に取組むとともに、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、積極的に基盤整備を行ってまいります。 ●日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書(スマートフォーマット)の普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図ってまいります。 ●気候変動をはじめ責任投資プロセスの透明化については引き続き、検討します。
7	**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投下先企業やその事業環境等に関する深い通解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う利断を適切に行うための実力を備えるべきである。**	本年度の課題・対応方針	●グローバルイニシアティブとの連携を深化させ、国内外の情報収集と課題解決に向けた取組み強化を継続します。 ●顧客・受益者を含めたステークホルダーとのエンゲージメントを強化し、その内容を公表します。 ●投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を実施し、適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びスチュワードシップ・レポート等で公表します。
		本年度の取組み	【スチュワードシップ活動に関連する組織体制の充実】 ●取締役会で決議するサステナビリティにかかる中長期的な考え方針につき、取締役会からの諮問に対し意見を具申する「サステナビリティ諮問会議」を設置しました。「サステナビリティ諮問会議」のメンバーには外部アドバイザーが含まれており、外部の知見を的確に取込むことで、当社のサステナビリティ・ガバナンスを強化します。 ●株式リサーチチーム内にESGマクロリサーチチーム、ESG定量分析チームを組成。ESGマクロリサーチチームは環境・社会課題(マテリアリティ)に関して、「課題解決を図るテクノロジー」や「潜在リスク」を中長期の視点で分析するトップダウン型のリサーチを行い、ESG定量分析チームは全企業種横断で行うGHG(温室効果ガス)等の非財務情報に関する定量データを収集・分析を開始しました。 【イニシアティブ参画やアカデミックとの連携による知見の獲得】 ●Climate Action 100+やNet Zero Asset Managers Initiative、TCFDコンソーシアムなど国内外のESGに関する有力イニシアティブに参加し、官公庁や投資先企業、他の投資家と協働し環境・社会の課題解決に向け、議論取組みを行いました。また、マサチューセッツ工科大学スローン校のESGスコアに関するリサーチへの参画や早稲田大学や欧州の大学とのエンゲージメントの実効性に関する共同研究などアカデミックとの連携も進めています。 ●マテリアリティの3つのフォーカスエリアについては、気候変動においてAsia Investor Group on Climate Change (AIGCC)やCDPに新規参画したほか、生物多様性についてはWorld Benchmark AllianceのNature Benchmarkのパブリックコメントへの参加や国際的なイニシアティブであるTNFD Forumに参画しました。 【自己評価の実施・公表】 ●「2020年度スチュワードシップ活動に関する自己評価」を当社ウェブサイトやサステナビリティレポート等で公表しました。 ●2021年度のスチュワードシップ活動も原則・指針毎に分析した結果、概ね適切に行われたと評価しております。 【外部評価の取得】 ●SXPTによるESGの経営への統合に対するユニークさが認められ第4回環境省ESGファイナンスアワード銅賞を獲得(2回目の受賞)。 ●Asian Investor誌 のアワード「 The top Asian local fund houses in 2021 」を受賞。
		今後の課題・対応方針	●サステナビリティに関する運用体制について、さらなる人員や組織体制の充実を行います。 ●国内外のイニシアティブや官公庁、アカデミックとの連携を深化させ、ESGの取組みをリードします。 ●マテリアリティの3つのフォーカスエリアについて、グローバルイニシアティブへの積極的な参画や意見発信を行い、ルール形成への参加を目指します。 ●顧客・受益者を含めたステークホルダーとのエンゲージメントを強化し、その内容を公表します。 ●投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を実施し、適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びサステナビリティ・レポート等で公表します。